

若手会員研究助成 応募要領

(目的)

1. 本研究助成は、義肢装具や福祉用具等の発展を目指す若手会員の自発的な研究活動を補助し、活性化を図ることを目的とする。
2. 原則的に疫学研究・臨床研究を実施するための研究助成とする。

(応募資格)

1. 正会員及び一般会員で、1年以上の在籍歴がある者。
2. 応募時の年齢が45歳以下。
3. 研究助成金の支給は一回限りとし、一度研究助成金の支給を受けたものは、以後の申請を認めない。

(申請方法)

1. 研究助成金の申請は所定の申請用紙によるものとし、申請用紙（別紙様式1）および申請期間は別に定める。
2. 申請書には研究倫理、利益相反に関する項目を含める。
3. 申請は1名につき、1件に限る。

(研究助成金)

1. 研究助成金は、1件20万円とする。

(助成金の支給)

1. 学会賞・研究助成選考委員会での選考を経て、理事会で承認の後、申請者に通知される。
2. 研究助成金の助成証書は、年次学術大会時に授与される。

(助成金の使用制限)

1. 助成金の使用は原則として当該研究のための専用物品、消耗品、旅費、謝金等とする。
2. 当該研究に関する学会発表については参加費等も認める。
3. 助成金の使用期限は支給年度の開始日（9月1日）から翌々年の（8月31日）の2年間*とする。

*注：日本義肢装具学会の年度は9月1日から始まり8月31日までであり、例えば2025年度の支給の場合は、2025年9月1日～2027年8月31日となる。

(研究成果等の報告及び学会誌への投稿)

1. 助成を受けた者は、終了した年度の次の学術大会の『研究助成金受賞者報告会*』において、報告を行うものとする。*注：学術発表ではない
2. 助成を受けた者は、1200字以内の研究報告書（別紙様式2）を作成し、学術大会後、速やかに提出する。また、研究助成金の使途、支払先および日時の記載された領収書を報告書とともに提出する。
3. 研究助成金受賞者報告書とは別に、その成果を会員に還元するため、当該研究に関する学会誌への投稿を義務とする。投稿種別は問わないが、通常の審査を受ける。尚、表題は原則として応募時の研究課題名とする。